

# 遺言書の保管申請について

## ●申請する遺言書保管所

- ・遺言者の住所地
  - ・遺言者の本籍地
  - ・遺言者の所有する不動産の所在地
- のいずれかを管轄する遺言書保管所に申請できます。  
(釧路地方法務局管内の遺言書保管所管轄は[こちら](#))

## ●予約について

- ・申請に当たっては、事前に予約が必要です。
- ・[専用ホームページ](#)、電話及び窓口で予約が可能です。
- ・30日後まで予約することができます。

## ●申請に必要なもの

- ・遺言書（作成方法については[こちら](#)）
- ・申請書  
[法務省ホームページ](#)から取得できます。  
遺言書保管所窓口にも備え付けています。
- ・住民票  
本籍及び筆頭者の記載があるもの。  
または戸籍謄本及び戸籍の附票
- ・本人確認書類  
顔写真付きの身分証明書  
(運転免許証やマイナンバーカードなど)
- ・手数料  
1件3,900円（収入印紙で納付）
- ・印鑑  
押印漏れ等があった場合必要になります。

※郵送や代理人による申請はできません。

必ず遺言者本人が窓口に来庁していただく必要があります。